

基金情報

No. 124

平成24年5月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金

〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階

Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125

ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成24年度・主要事業概況

事項	4月末数	対前月増減数	事項	4月末数(累計)	
事業所数(件)	226	0	年金掛金 調定額(円)	1,755,804,660	
加入員数(人)	男子	4,332	14	収納額(円)	1,741,789,114
	女子	2,190	52	収納率	99.20%
	計	6,522	66	事務費掛金調定額(円)	71,396,148
平均標準給与月額(円)	男子	339,800	-1,354	資産運用 信託資産額(時価)	233億4,218万円
	女子	227,892	-79	修正総合利回り	-0.48%
	計	302,223	-1,449	ベンチマーク差	2.20%
受給者数(人)	6,334	12	慶弔金の支給件数・金額	7件7万円	
平均年金額(円)	518,863	-95	年金相談件数	63件	

定時決定について ～算定基礎届のご提出をお願いします～

厚生年金保険・健康保険・厚生年金基金では被保険者(加入員)が実際に受ける報酬と、現在の標準報酬月額がかけはなれないように、毎年7月1日現在の被保険者(加入員)全員の4・5・6月に受けた報酬の届出を行い、その年の9月以降の標準報酬月額を決定します。これを「定時決定」といい、そのための届が「算定基礎届」です。算定基礎届は7月1日から7月10日までの間(または指定された日)に年金事務所・健康保険組合・厚生年金基金へご提出ください。

《定時決定の対象者》

- ◆資格取得日が5月31日以前の被保険者(加入員)で7月1日現在、在職中の方
(*資格取得日6月1日以降の方は対象外)
- ◆退職日が7月1日以降(=資格喪失日が7月2日以降)の方
(*退職日が6月30日以前(資格喪失日が7月1日以前)の方は対象外)
- ◆欠勤中・休職中・海外駐在中の方(休職には育児休業・介護休業も含まれます)

チェックポイント!

定時決定は上記の条件に当てはまる被保険者(加入員)の方が対象となりますが、7・8・9月の随時改定または育児休業等終了時改定に該当される方は対象外となります。
随時改定該当者の場合は「月額変更届」を、育児休業等終了時改定該当者の場合は「育児休業等終了時報酬月額変更届」のご提出をお願いいたします。また、7・8・9月に随時改定・育児休業等終了時改定を予定されていた方が対象外となった場合には、定時決定の対象者となりますので「算定基礎届」を忘れずにご提出ください。

キーワード ～支払基礎日数～

算定基礎届における支払基礎日数とは、算定基礎月である4・5・6月の報酬を計算する基礎となった日数をいいます。

月給制や週給制の場合、給与計算の基礎は暦日になり休日や有給休暇も含まれるため、出勤日数に関係なく暦日数が支払基礎日数となります。(ただし欠勤日数分だけ給与が減額される場合は、就業規則、給与規定等に基づき、事業所が定めた日数から、当該欠勤日を差し引いた日数が支払基礎日数となります。)

日給制の場合は出勤日数が支払基礎日数となり、有給休暇を取得した場合は出勤日数に含まれます。

定時決定で報酬月額を計算する際には支払基礎日数17日未満の月は除外します。例えば、算定対象となる4・5・6月の中で17日以上が1ヶ月しかない場合はその1ヶ月だけで算定することになります。

※ただしパートタイマーなど短時間就労者については支払基礎日数ごとに算定方法が異なります。

短時間就労者の場合、4・5・6月のうち

- ・支払基礎日数17日以上が1ヶ月以上ある場合→17日以上月の報酬の平均額で算定
- ・支払基礎日数17日以上が1ヶ月以上ある場合 →15日以上月の報酬の平均額で算定
- ・支払基礎日数が全て15日未満の場合→従前の標準報酬月額で算定

【慶弔金の種類】

- ◇ 弔慰金（加入期間5年以上の加入員が死亡したとき）
- ◇ 結婚祝金（加入期間3年以上の加入員が結婚したとき、または加入期間3年以上の女子加入員が資格喪失後3ヶ月以内に結婚したとき）

【給付金額】

- ◇ 弔慰金（遺族へ支給）
 - 加入期間 5年以上10年未満・・・5万円
 - 加入期間 10年以上・・・10万円
- ◇ 結婚祝金（加入員本人へ支給）
 - 加入期間 3年以上・・・1万円

【請求手続】

事業主を通じて当基金所定の請求書により請求（請求書は当基金のホームページからダウンロードできます）

【権利の消滅】

慶弔金を請求する権利は、その支給事由が発生した日から2年以内に行使しないときは消滅します

*** 詳しい内容につきましては、当基金へご確認ください**

年金の確実な支給のために

住所や氏名の変更があった場合、当基金や連合会へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金や連合会に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしくお願い申し上げます。（将来、連合会から年金支給される方の住所・氏名変更につきましても、当基金へご連絡いただいても結構です。）

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護を目的から書面にて回答させていただきます。事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としになります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず手続きも簡単です。詳しくは当基金までお問い合わせください。

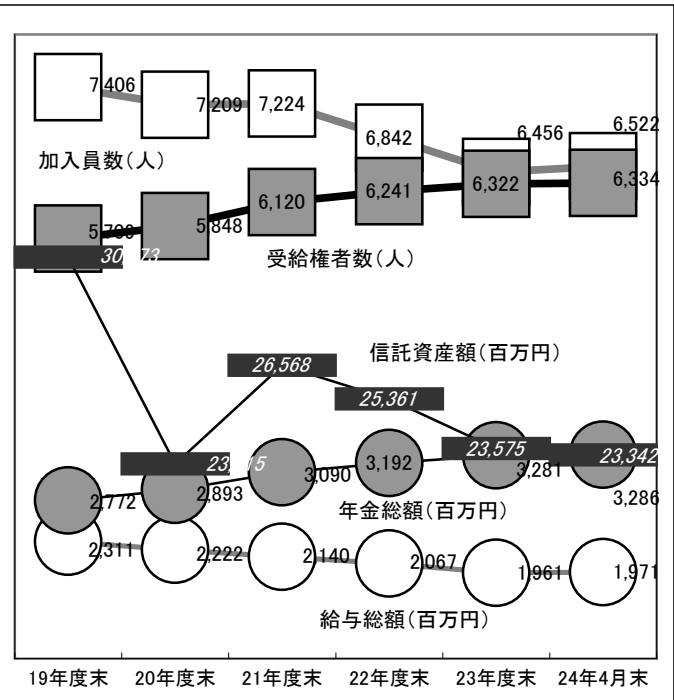
*** 5月分の掛金納入期限は、平成24年7月2日となりますので、ご協力お願いいたします。**

【お願い】

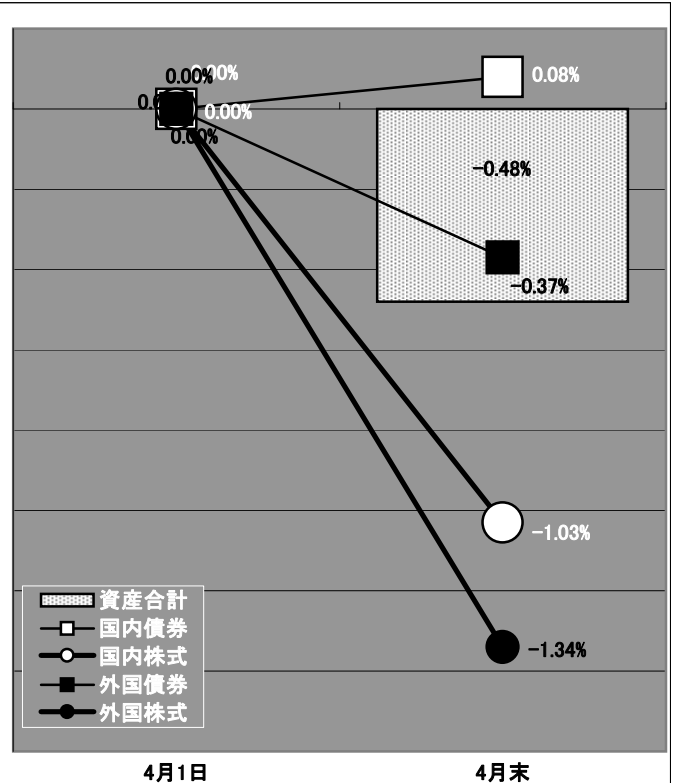
当「基金情報」を加入員の方々が開覧いただけるようご配慮の方お願いいたします

ホームページでもご覧いただけます
 当「基金情報」をホームページに掲載しています
 創刊号から直近号までご覧いただけます
 加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成23年度>



6月の予定

- 15日 告知書(5月分)発送
- 20日頃 算定基礎届関係書類送付予定

※6月分の適用関係書類の〆切は7月6日です。

＜当基金から各事業所への算定基礎届等の送付日程＞

手書き作成の事業所	基本事項を印字した届書を6月20日発送予定
エクセルデータ入力後、基金へ届書作成依頼の事業所	加入員データをCDまたはメールにて6月20日発送予定
エクセルデータ入力後、基金へ磁気媒体作成依頼の事業所	加入員データをCDまたはメールにて6月20日発送予定
自社等のコンピュータ作成事業所	希望部数の算定基礎届書を5月23日に発送済み

設立事業所の異動(規約変更関係等)・4月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
名称変更	社団法人東部硝子工業会	一般社団法人東部硝子工業会	H24. 4. 1
所在地変更	(株)石垣商店	番地変更	H24. 4. 5
代表者変更	(株)エス・エフ・シー	村岡 信 氏	H24. 4. 11